

認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）（案）に関する パブリックコメントの実施について

三鷹市では「人権を尊重するまち三鷹条例（令和6年三鷹市条例第4号）」の理念にのっとり、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らすことができるよう「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）」の制定に向けた取組みを進めています。

これまで、三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議における議論に加え、当事者等・市民意識調査や、地域におけるワークショップなどでいただいた多くのご意見・ご提案を踏まえ検討を進めてきました。

その検討の結果として、条例（案）の概要及び骨子を取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

記

1 件名

認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）（案）に関するパブリックコメント

2 意見募集期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月9日（金）までの25日間

3 パブリックコメントに係る資料

別紙「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）（案）の概要及び骨子」のとおり

4 パブリックコメント資料の入手方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 相談・情報課、各市政窓口、市民協働センター及び高齢者支援課での配布
- (3) 各コミュニティ・センター及び各図書館での閲覧

5 意見の提出について

- (1) 意見を提出できる方

三鷹市在住・在勤・在学の市民、本パブリックコメントに係る利害を有する方（団体を含む。）

- (2) 提出方法

Logoフォーム若しくは、任意の様式により、住所、氏名、電話番号（団体の場合は所在地、団体名、代表者の氏名、電話番号）を記入し、直接持参、郵送、電子メール又は、ファクスにて三鷹市健康福祉部高齢者支援課あてに提出してください。

住所 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
ファクス 0422-48-2813

6 今後の予定

令和8年3月 議案上程
4月 条例施行

問い合わせ先

三鷹市健康福祉部高齢者支援課
電話 0422-29-8388

